

# 商業登記規則等の一部を改正する省令等について

令和7年9月30日

法務省民事局

## 1. 題名

- (1) 商業登記規則等の一部を改正する省令
- (2) 商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示

## 2. 改正の趣旨

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令（令和7年法務省令第40号）が令和7年10月1日に施行されることに伴い、これまで2048ビットのRSA暗号によるものとされていた指定公証人の電子署名について、2048ビット以上のRSA暗号によるものと改められ（同省令による改正後の公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第6条等参照）、同日以降、2048ビット又は3072ビットのRSA暗号により行われることが予定されています。

これに伴い、商業登記又は不動産登記の申請等において提供される電磁的記録への指定公証人の電子署名の暗号方式について定める商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）の規定について所要の整備を行うとともに、電子署名の暗号方式を定める商業登記規則の規定を引用している動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）及び商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）についても所要の整備を行うものです。

## 3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しておりません。

## 4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

## 5. 公布日・施行日

公布日：令和7年9月30日

施行日：令和7年10月1日

### 【参照条文】

- 行政手続法（平成5年法律第88号）抄

### 第三十九条

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 (略)

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

### ○ 行政手続法施行令（平成6年政令第265号）抄

#### 第四条 (略)

1 (略)

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 (略)